

## 「令和 6 年度 三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務」

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

本事業は、現行の「第 2 期 三郷町まちづくり総合戦略」が令和 6 年度で最終年度となること、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を国が策定したこと等を勘案し、デジタル施策による地方創生の更なる充実・強化に加え、切れ目なく事業の推進ができるよう「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定支援を行います。

策定にあたっては、本町が令和元年度に SDGs 未来都市に選定された計画（奈良県三郷町 SDGs 未来都市計画）の内容及び、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を大きな方向性とし、「三郷町スマートシティ構想」、「三郷町 DX 基本方針」等の計画を反映したものとします。

併せて人口ビジョンの時点修正（計画への反映）、現行の戦略における基本目標や重要業績評価指標（KPI）の達成状況等の検証も行い、「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」がより地域の課題解決に直結し、実現性の高い計画となるよう策定の支援を行います。

#### 2. 対象業務名

令和 6 年度 三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

#### 3. 業務内容

別紙 1、委託仕様書の通り

#### 4. 契約上限額

7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

#### 5. 問い合わせ先

三郷町 総務部 まちづくり推進課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 0745-43-7313 FAX : 0745-73-6334

e-mail : [machidukuri@town.sango.lg.jp](mailto:machidukuri@town.sango.lg.jp)

#### 6. 応募資格要件

本プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て及び民事再生法

(平成 11 年法律第 225 条) に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

③三郷町暴力団排除条例に基づく入札参加除外の措置要件に該当しない者であること。

#### 7. 実施要領等の配布

①配布期間：令和 6 年 4 月 12 日（金）～5 月 17 日（金）

②配布場所：三郷町ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.town.sango.nara.jp>)

#### 8. 質問の受付及び回答

①受付期間：令和 6 年 5 月 16 日（木）17 時まで

②提出方法：別添の質問書（様式 1）に必要事項を記入の上、電子メール、FAX 等にて三郷町 総務部 まちづくり推進課に提出してください。

③回答日：令和 6 年 5 月 17 日（金）予定

④回答方法：電子メール等にて回答します。

また、他の参加者からの質問については、三郷町 総務部 まちづくり推進課にて閲覧することができます。

#### 9. 参加申込書・企画提案書・見積書の作成及び提出

本プロポーザルに参加する場合は、次に定める書類を作成し、期限までに提出してください。

①参加に関する書類・・・正本 1 部 副本 10 部

・参加申込書（様式 2）

・企画提案書（様式 3）

・見積書（様式 4）

※企画提案書の作成にあたっては、本事業の趣旨を十分理解し、「10. 企画提案書の作成要領」を踏まえて作成すること。

②参加者に関する書類・・・各 1 部

・商業登記簿謄本

・印鑑証明書

・直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の納税証明書若しくは未納のない証明書

※上記証明書等については、発効日から 3 ヶ月以内のものとし、写しも可とする。

③提出期限等

・提出期限：令和 6 年 5 月 20 日（月）17 時まで

- ・提出方法：持参
- ・提出先：三郷町総務部まちづくり推進課

## 10. 企画提案書の作成要領

①実施要領、仕様書等を踏まえ、次に掲げる項目について記載してください。

### (1)実施体制

本業務の実施にあたり、実施体制を記載してください。

※参加者の実務実績、担当者の事務実績等を考慮（同種業務の実績を記載すること。）

### (2)総合戦略の策定方針

策定支援に係る方針・策定の手法等を記載してください。

※本業務の主旨、本町の特性等を理解し、先進的なデジタル技術活用事例の収集手法及びデジタル技術の活用方法等、課題や手法の的確性、実効性を考慮

※優良な独自提案を考慮

### (3)策定スケジュール

本業務に係る策定スケジュール等を記載してください。

※業務フローの的確性、業務工程（スケジュール）の的確性を考慮

②様式枚数は任意とし、前項で記述した項目ごとに作成してください。

③記述はできる限り平易な表現とし、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等が必要な場合は、適宜貼付することとします。

④企画提案書に要する費用は、全て参加者の負担とします。

⑤提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて町から疑義事項の照会を行うことがあります。

### ⑥企画提案書の取扱い

- ・提出された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとします。
- ・企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めません。
- ・提出された企画提案書等の返却は行わないものとします。
- ・提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがあります。
- ・提出された企画提案書等は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性

があることから、原則として公開しないものとします。

## 11. 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとします。

### ①審査（書類審査及びプレゼンテーション）

本プロポーザルの選定委員会において、提出された企画提案書等の書類を「③審査基準」で示す評価基準に基づき、書類及びプレゼンテーションの審査により、優先交渉権者として選定します。ただし、参加者が3者を超える場合は、書類による1次審査を行い、1次審査で高い評価を得た参加者（3者程度）を対象にプレゼンテーション審査による2次審査を行います。

※プレゼンテーション実施日：令和6年5月22日（水）予定

※プレゼンテーションの時間は、原則として20分以内とし、その後20分程度の質疑時間を設けます。

※プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、パソコン等は参加者において準備してください。スクリーンはこちらで手配します。

※参加者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を行います。

### ②審査結果の公表

審査結果については、三郷町ホームページで公表します。

通知日：令和6年5月31日（金）予定

### ③審査基準

本プロポーザルは、以下の評価基準に基づき審査します。

※詳細については、別紙2「優先交渉権者選定評価基準」を参照してください。

## 12. 提案及び見積の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者は無効とします。

①応募資格要件を満たさない者

②所定の期限及び提出先に参加申込書、提案書を提出しない時

③提案に関連して談合等の不正行為があった時

④提案書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている時

⑤提出後に見積書の金額等を訂正した時

⑥プレゼンテーション審査に出席しなかった時

⑦上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備があり本町が無効であると判断した時

## 13. 委託契約

①「11. 審査方法」により選定された者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件

について協議、合意した後に委託契約を締結する。なお、当該事業者が提案した内容は、委託仕様書に規定されたものと見なします。

優先交渉権者との協議が調わない場合や、契約締結までに「参加資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行います。

②契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとします。

③契約にあたっての主な留意事項

ア 提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合があります。

イ 業務の全部または一部について、本町の承諾なしに他社に再委託することはできません。

#### 14.スケジュール

実施要領等の配布	令和6年4月12日(金)～5月17日(金)
質問書の提出期限	令和6年5月16日(木)17時まで
質問への回答	令和6年5月17日(金)予定
参加申込書・企画提案書・見積書の提出	令和6年5月20日(月)17時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和6年5月22日(水)予定
審査結果の公表	令和6年5月31日(金)予定

なお、本業務の説明会は実施しません。

#### 15.その他留意事項

①提出のあった書類等については返却しません。ただし、不採用となった場合には、本町で定めた保存年限満了後、本町の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しません。

②提出された書類等は必要に応じて複写します。

③企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、無効とします。

④本プロポーザルの参加者が1者のみの場合、プロポーザルは成立するものとします。ただし、総合点数において満点の5割を越える点数を必要とします。